

滋賀県における中学校部活動改革および 地域クラブ活動の推進計画

令和 8 年 3 月
滋賀県教育委員会
滋 賀 県

目次

- I 計画策定の趣旨
- II 計画の位置づけ
- III 計画期間
- IV 本県の現状と課題
- V 改革の理念
- VI 基本方針
- VII 県と市町の役割分担
- VIII 県の主な取組
- IX 地域クラブ活動の在り方および認定制度
- X 今後の主なスケジュール

I 計画策定の趣旨

本県の中学校部活動は、これまで生徒の健全な成長や学習意欲の向上、豊かな人間関係の形成に重要な役割を果たしてきた。一方で、急激な少子化の進行により、生徒数や部員数は減少傾向にあり、またそれに伴う教員数の減少により、顧問の専門性の確保や生徒の活動機会の維持など、持続可能性の面で大きな課題に直面している。

こうした状況を踏まえ、本県では令和6年3月に「滋賀県における学校部活動の地域連携および地域クラブ活動への移行に向けた方針」を策定するとともに、令和5年度から令和7年度にかけて、各市町において国の「地域スポーツクラブ活動体制整備事業(地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業)」(以下、「実証事業」と言う)を活用し、部活動改革の取組を進めてきた。その中で、指導者の確保や受け皿団体の整備などの課題が改めて浮き彫りとなっている。

また、令和7年12月には、国において「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。）」が新たに示された。これを受け、本計画は、ガイドラインを踏まえつつ、滋賀県全体としての改革の方向性を示すとともに、地域展開を見据えた地域連携を進め、市町と連携しながら、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実することを目的として策定するものである。

II 計画の位置づけ

本計画は、ガイドラインに基づき、滋賀県における部活動改革および地域クラブ活動の推進に関する総合的な推進計画として位置づける。

III 計画期間

本計画は、以下の2段階で推進する。

1 改革実行期間(前期)[令和8年度～10年度]

重点的取組事項:地域連携・地域展開を見据えた指導者の確保・育成

2 改革実行期間(後期)[令和11年度～13年度]

重点的取組事項:市町の状況に応じた地域連携・地域展開の体制確立

※前期の終了時に、それまでの期間における改革の推進状況等について「中間評価」を実施し、その結果を踏まえ、後期において更なる改革を推進する。

※国の動向や県内市町における進捗状況等を毎年検証し、必要に応じ計画内容の変更を行うことがある。

※市町には、この計画にとらわれず、体制確立に向けた取組を先行して推進することが期待される。

IV 本県の現状と課題

1 中学校生徒数の減少

・少子化の進行により、本県の中学校生徒数は、今後10年間で約2割減少する見込みであり、4割以上の減

少が想定される自治体もある。これに伴い、運動部員数や部活動設置数も減少している。今後も生徒数等の減少傾向が見込まれる。

2 指導体制の課題

・部活動の3割以上で、専門性が低い教員が指導を担っており、教員の負担増加や指導の質の確保が課題となっている。

3 市町における取組状況

・市町では、国の実証事業を活用し、令和5年度に8市町、令和6年度に10市町、令和7年度に13市町が取組を実施した。

・部活動終了時刻の見直しや地域クラブによる活動機会確保など多様な取組が進む一方、取組状況には差があり、全市町で指導者不足や受け皿団体の整備が共通課題となっている。

・今後、地域展開の方針を示す市町においても指導者確保に課題があり、当面は地域連携を軸に進める必要があるほか、地域連携を基本とする市町においても、将来的な地域展開を見据えた場合、指導者不足により実施が困難な状況が見られる。

4 子ども・保護者・教員の意識

・生徒の約8割、保護者の約7割が部活動に満足している一方、教員の多くが指導者不足を課題と捉え、部活動指導員や外部指導者等の地域指導者の活用を求めている。

V 改革の理念

本県における部活動改革および地域クラブ活動の推進については、以下の理念のもとに取組を進めていくこととする。

- 1 急激な少子化が進む中においても、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実等を図る。
- 2 「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という共通理解の下、地域の実情に応じた活動の最適化を図る。

VI 基本方針

・これまで本県においては、地域指導者の確保等、地域との連携を中心とした部活動改革により、持続可能な部活動体制の構築に取り組んできた。しかしながら、地域によっては指導者の偏在、また、継続的かつ安定的に活動を担う受け皿団体の整備が進んでいないことなどから、現時点で県内全域において地域展開を実行するための、十分な体制が整っている状況とは言えない。

・このため、本県の部活動改革においては、地域指導者の確保・育成に向け、引き続き地域連携を中心とした取組を進めるとともに、この間の国の動向や市町が策定する推進計画や取組状況を踏まえ、推進体制の整備や運営団体・実施主体の整備など地域展開を見据えた対応を進めることとする。

・その際、地域との協働を一層深めるとともに、地域指導者の確保・育成や活動体制の基盤整備に取り組むことで、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実等を図ることとする。

VII 県と市町の役割分担

1 県の役割

- (1) 推進体制の整備および全体方針の策定・周知等
 - ・県全体での改革推進に向けた体制整備
 - ・県内全体へ方針の周知・広報
- (2) 市町へのきめ細かな支援と助言
 - ・市町の取組状況の把握および伴走支援・指導助言等
 - ・複数市町による広域連携の取組支援
 - ・障害のある生徒の活動機会の確保
- (3) 地域連携・地域展開に向けた広域的な基盤づくり
 - ・県内の企業や大学、関係団体等との連携体制の構築
 - ・地域指導者確保に向けた仕組みづくり
 - ・指導者研修や運営・リスク管理研修の実施
 - ・大会・コンクール等への円滑な参加の促進

2 市町の役割

- (1) 推進体制の整備および方針の策定・周知等
 - ・推進体制の整備(関係部署の連携強化、コーディネーターの配置、関係者協議会の開催等)
 - ・推進計画の策定、改革の進捗状況の評価検証
 - ・生徒のニーズ把握や生徒・保護者等への周知・広報
 - (2) 地域クラブ活動の認定等
 - ・地域クラブ活動の認定(指導者登録等を含む)
 - ・地域クラブ活動の活動状況の把握、支援・指導助言等
 - ・生徒・保護者等からの相談窓口の設置
 - (3) 地域クラブ活動の円滑な実施に向けた対応
 - ・指導者、活動場所、移動手手段の確保等
 - ・学校との連携(活動方針・活動状況の共有、学校施設の有効活用、教職員の兼職兼業等)
 - ・寄附、ふるさと納税の活用など多様な財源の確保
- ※市町が自ら地域クラブ活動の運営・実施を行う場合もある

VIII 県の主な取組

1 推進体制の整備および全体方針の策定・周知等

(1) 県全体での改革推進に向けた体制整備

- ・関係者協議会や市町連絡会を開催し、情報共有・協議を行う場を定期的に設ける。
- ・教育委員会、スポーツ振興部局、文化振興部局等関係部署が連携する庁内体制を構築する。

(2) 県内全体への方針の周知・広報

- ・部活動改革の目的や方向性について、県として統一した情報を発信する。
- ・生徒、保護者、教職員、地域人材等に応じた周知・広報に取り組む。
- ・先行市町やモデル事業の取組を整理し、協議会等で共有する。

2 市町へのきめ細かな支援と助言

(1) 市町の取組状況の把握および伴走支援・指導助言等

- ・市町の取組状況を定期的に照会し、把握する。
- ・関係団体や市町が情報共有・協議を行う場を定期的に設ける。(再掲)
- ・指導者の謝金、事務局人件費、旅費、消耗品等の支援を行う。
- ・市町や地域クラブを支援するコーディネーターの配置を支援する。
- ・地域クラブの運営主体や役割分担の考え方を整理し、市町に提示する。

(2) 複数市町による広域連携の取組支援

- ・複数市町による広域連携の取組に当たっての調整を行う。

(3) 障害のある生徒の活動機会の確保

- ・障害の状態や特性に応じた指導ノウハウの共有や合同活動等を進める。
- ・県の障害福祉施策と連動し、活動機会の確保を図る。
- ・市町の福祉部局と連携し、支援体制や合理的配慮について調整する。

3 地域連携・地域展開に向けた広域的な基盤づくり

(1) 県内の企業や大学、関係団体等との連携体制の構築

- ・企業や大学、関係団体等との連携体制の構築を進める。
- ・地域クラブの運営基盤強化に向けた助言や支援を行う。

(2) 指導者確保に向けた仕組みづくり

- ・市町における部活動指導員の配置を支援する。

- ・地域指導者を発掘・育成する。
 - ・県コーチバンクシステムの地域指導者や協力人材の登録・活用を推進する。
 - ・教員の働き方改革にも留意しつつ、教員が地域クラブ指導に関与する際の兼職・兼業の取り扱いを整理し、適切な周知を行う。
- (3) 指導者研修や運営・リスク管理研修の実施
- ・教育的意義を踏まえた生徒の成長を支える指導、安全配慮や緊急時対応、ハラスメント防止、発達段階に応じた科学的な指導等について研修を実施する。
- (4) 大会・コンクール等への円滑な参加の促進
- ・地域クラブによる大会・コンクール等への参加の考え方について中体連専門部等と調整する。

IX 地域クラブ活動の在り方および認定制度

競技力向上を主目的としたチーム等との区別および質の担保を図るため、国の要件に基づき市町等が認定した地域クラブ活動に対し、認定後の運営および活動基盤の充実等に資する取組を支援する。

(国のガイドライン参照:二次元コード



)

X 今後の主なスケジュール

